

第1章 プラン2027策定の趣旨と背景

1 プラン2027策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。“参画”とは、単に参加するというだけではなく、主体的かつ積極的に加わることを意味しています。

本市では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年（2001年）3月に姫路市男女共同参画プランを策定しました。その後、平成25年（2013年）3月に「姫路市男女共同参画プラン2022」（以下「プラン2022」という。）を策定し、「姫路市男女共同参画推進条例」（平成28年4月施行）の下、平成30年（2018年）3月に姫路市男女共同参画プラン2022改訂版（以下「プラン2022改訂版」という。）を策定しました。同プランに基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、各種施策を推進してきました。

しかし、政治の場や社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位の不平等感は、依然として払拭できていません。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、女性を中心に非正規雇用者の失業や減収、配偶者等からの暴力及び性犯罪・性暴力の増加などの課題が顕在化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取組が引き続き必要となっています。

この度、プラン2022改訂版の計画期間が令和4年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進し、「男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまち・姫路」の実現に向けて、「姫路市男女共同参画プラン2027（仮）」（以下「プラン2027」という。）を策定するものです。

2 プラン2027策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合が、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)がメキシコシティにおいて開催されました。この会議では、女性差別撤廃のために以後10年間にわたって各国がとるべき政策に指針を与える「世界行動計画」を採択するとともに、昭和51年から昭和60年(1976年~1985年)を「国連婦人の10年」と位置付け、女性の地位向上のための世界的な行動が開始されました。

昭和54年(1979年)の国連総会では、政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女子差別撤廃条約」)が採択され、昭和55年(1980年)には、『国連婦人の10年』中間年世界会議(第2回世界女性会議)がコペンハーゲンで開催され、この会議で「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名しました。

平成7年(1995年)、「第4回世界女性会議」が北京において開催され、21世紀に向けてのジェンダー平等実現の指針となる「行動綱領」及び「北京宣言」が採択されました。この行動綱領において、5年後の平成12年(2000年)までに各国及び国際社会がとるべき、「女性と貧困」、「女性の教育と訓練」、「女性に対する暴力」など12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、戦略目標及び行動計画が示されました。

平成27年(2015年)には、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が加盟国の全会一致で採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」が、達成基準として示されました。開発目標には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが貧困や飢餓を撲滅するとし、「ジェンダー平等の実現」が目標の一つに掲げられています。

しかし、令和4年(2022年)7月に公表された「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は146か国中116位と、先進7か国(G7)の中で最下位となっています(3ページ【トピックス】)。また、分野別にみても各国のジェンダー平等に向けた取組が加速する中、「経済」「政治」の分野では、日本は世界的にも遅れをとっていることを示しています。

【トピックス】持続可能な開発目標SDGs

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



【トピックス】ジェンダー・ギャップ指数

「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）」は、世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

日本について、過去の指数の推移をみると、多少の変動はあるものの、常に低い順位に位置していることが分かります。

図表等 挿入予定

資料：The Global Gap Report 2022

(2) 国の動き

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、我が国では、昭和 52 年（1977 年）に国内行動計画を策定し、これに基づいて様々な施策が進められてきました。

この間、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向けて、民法の改正、国籍法・戸籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定などの国内法等の整備を進め、昭和 60 年（1985 年）に女子差別撤廃条約に批准しました。

平成 11 年（1999 年）には、基本法が施行されました。男女共同参画社会の形成に関し、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。この基本法に基づき、平成 12 年（2000 年）には初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、改訂を重ね、令和 2 年（2020 年）12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。その中で、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進め、以下 4 つが目指すべき社会として掲げられました。

【男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 |
|--|

(3) 兵庫県の動き

平成13年(2001年)に、基本法に基づく都道府県男女共同参画計画として、「ひょうご男女共同参画プラン21(第1次兵庫県男女共同参画計画)」を策定するとともに、平成14年(2002年)には「男女共同参画社会づくり条例」が施行され、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進しています。

令和3年(2021年)3月には、「ひょうご男女いきいきプラン2025～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～」が策定されました。

【「ひょうご男女いきいきプラン2025」の概要】

目指す社会	(1) だれもがそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会 (2) だれもが互いに支え合える社会 (3) だれもが健やかに安心して暮らせる社会
計画の主なポイント	(1) 「活力ある兵庫の実現」、「兵庫への定着」という観点を追加 (2) 「男性」に関する重点目標を新設 (3) SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた計画
重点目標	重点目標1 女性の活躍と兵庫への定着の推進 重点目標2 男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進 重点目標4 互いに支え合う家庭と地域 重点目標5 安心して生活できる環境の整備 重点目標6 次世代への継承

第2章 姫路市の現状

1 姫路市の人口等の状況

(1) 人口・世帯数の動き

本市の人口は、令和4年で529,450人と、平成30年の537,409人から7,959人減少しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、令和4年では243,798世帯（平成30年から7,962世帯増加）となっています。

1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.28人から令和4年には2.17人と、緩やかな減少で推移しています。

図表1 人口・世帯数の推移

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
人口（人）	537,409	536,192	534,648	532,637	529,450
世帯数（世帯）	235,836	238,336	240,574	242,774	243,798
世帯人員（人／世帯）	2.28	2.25	2.22	2.19	2.17

資料：姫路市統計情報（住民基本台帳人口）（各年3月末日現在）

(2) 年齢別人口構成

令和2年の年齢別人口構成比をみると、年少人口（14歳以下）は13.3%、生産年齢人口（15～64歳）は59.4%、高齢者人口（65歳以上）は27.3%と、およそ4人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口比率は今後も上昇する一方、年少人口比率は緩やかに低下することが予想されており、本市においても少子高齢の状態が継続するものと思われます。

図表2 姫路市 人口の推移

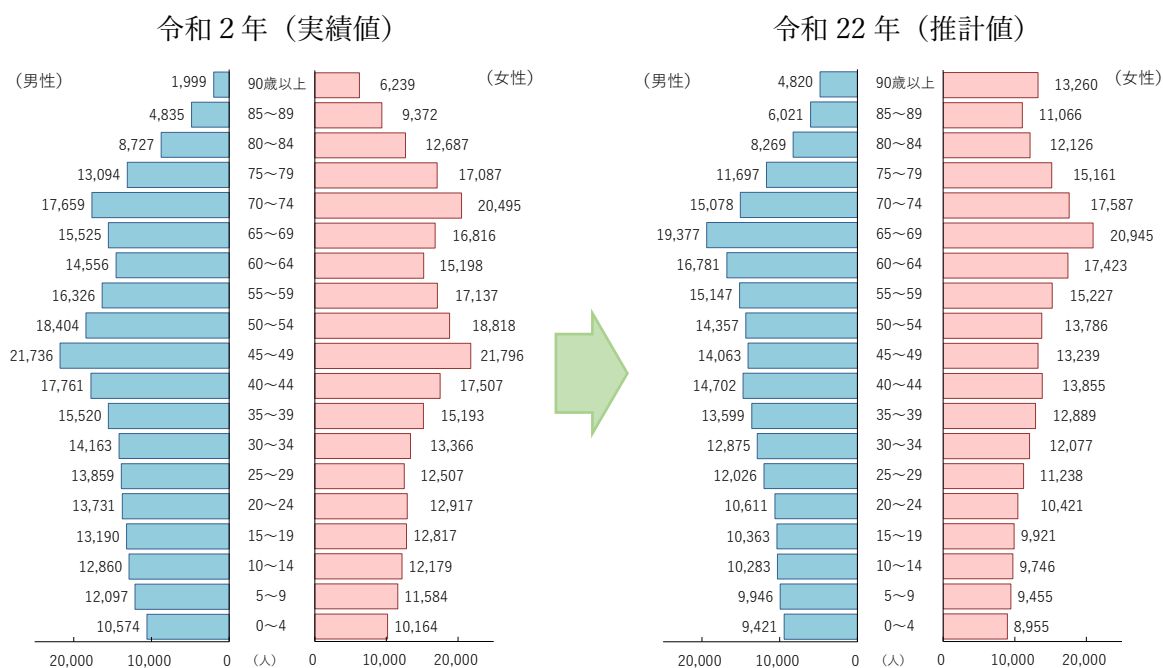
図表等 挿入予定

資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所データによる推計

令和2年の5歳階級別人口をみると、男女共に70歳代前半の「団塊の世代」及びその子ども世代に当たる40歳代後半から50歳代前半の「団塊ジュニア世代」が多くなっています。65歳以上になると、男女間の人口に大きな差がみられます。

また、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年には、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回ることが予想されます。

図表3 5歳階級別人口（令和2年、令和22年）



資料：令和2年は国勢調査、令和22年は国立社会保障・人口問題研究所データ

(3) 人口動態

人口の動きをみると、出生と死亡の差からみる自然動態は、マイナスで推移しており、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。

転入と転出の差からみる社会動態をみると、平成30年、令和元年はプラスでしたが、令和2年に再びマイナスに転じ、令和3年は大きくマイナスとなりました（図表4）。

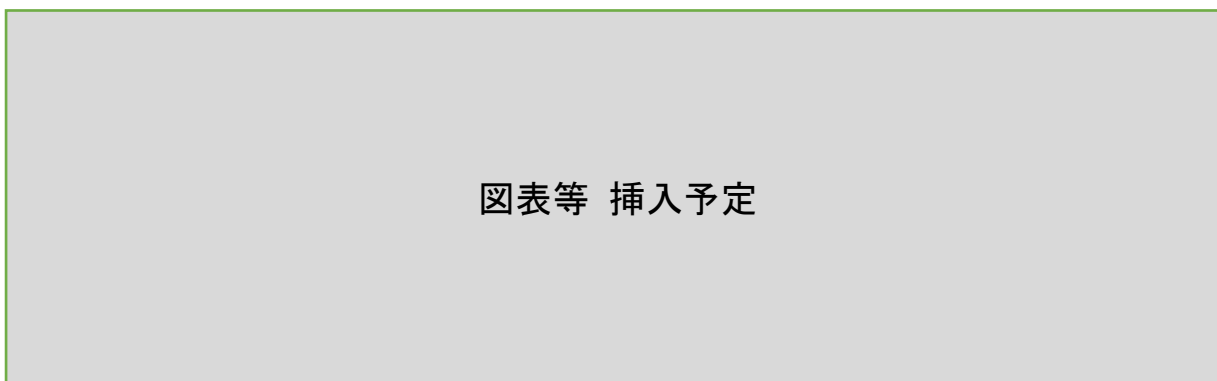
また、男性は平成30年以降プラスで推移している一方、女性は一貫して転出超過で推移しています（図表5）。

図表4 人口動態の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自然動態	△ 1,496	△ 1,443	△ 1,838	△ 1,994
出生者数	4,192	4,087	3,948	3,924
死亡者数	5,688	5,530	5,786	5,918
社会動態	109	324	△ 17	△ 1,266
転入者数	14,449	15,250	14,532	13,466
転出者数	14,236	14,845	14,500	14,683
その他	△ 104	△ 81	△ 49	△ 49
人口動態	△ 1,387	△ 1,119	△ 1,855	△ 3,260

資料：姫路市統計情報（人口の動き）

図表5 男女別社会動態の推移

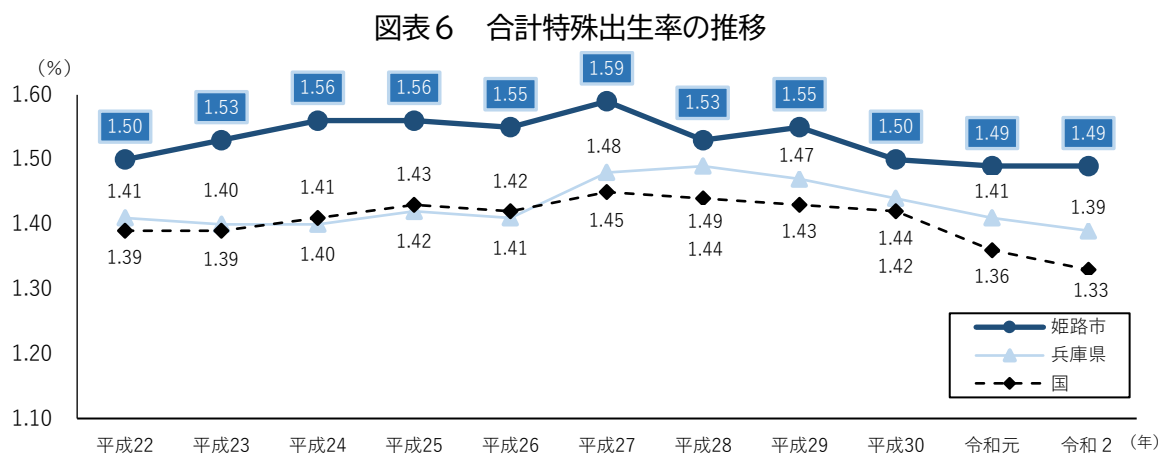


資料：姫路市統計情報（人口の動き）

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成22年以降上昇傾向にありましたが、平成27年をピークに減少に転じており、人口を一定の規模で保持するといわれる水準（2.07前後）を大きく下回っています。

なお本市は、兵庫県、国よりもやや高い数値を維持しています。



資料：姫路市は保健衛生年報、兵庫県と国は人口動態統計

(5) 世帯類型別世帯数

本市の世帯数は、平成22年から令和2年にかけて18,436世帯増加しています。

核家族世帯数は、平成22年から平成27年にかけて3,266世帯増加しているものの、平成27年から令和2年にかけては1,463世帯増加にとどまっており、増加率は鈍化しています。

一方、単独世帯数は、平成22年から平成27年にかけて6,592世帯増加、平成27年から令和2年にかけて13,103世帯増加しており、急激に増加しています。特に65歳以上でその傾向は顕著となっており、平成22年から令和2年にかけて、65歳以上の単独世帯数は、男性は約1.6倍、女性が約1.4倍になっています。

図表7 世帯類型別世帯数の推移 (世帯)

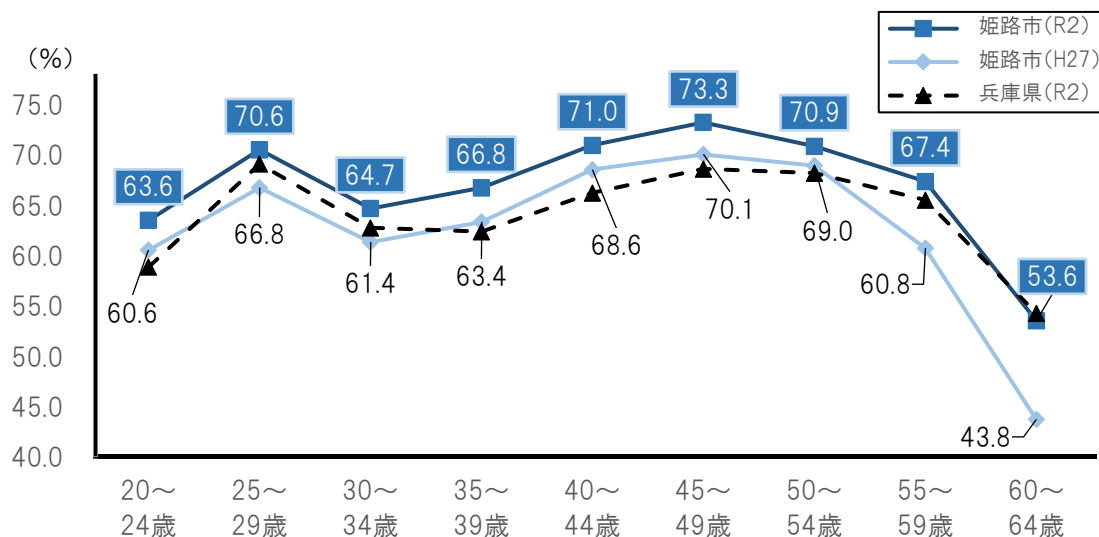
	平成22年	平成27年	令和2年
総数	205,357	212,541	223,793
親族のみの世帯	147,819	148,528	146,444
核家族世帯	125,869	129,135	130,598
母子世帯	4,037	4,047	3,761
父子世帯	406	400	393
高齢者世帯	21,897	27,944	26,889
核家族以外の世帯	21,950	19,393	15,846
3世代世帯	15,538	13,336	10,053
非親族を含む世帯	1,522	1,572	1,646
単独世帯	55,752	62,344	75,447
男性(65歳未満)	23,121	23,755	25,783
男性(65歳以上)	5,360	7,221	8,611
男性(年齢不詳)	593	986	4,639
女性(65歳未満)	12,639	13,050	14,285
女性(65歳以上)	13,850	16,825	19,049
女性(年齢不詳)	189	507	3,080
家族類型「不詳」	264	97	256

資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) 女性の年齢階層別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあるものの、平成27年と比較して令和2年は、20歳以上の全ての年齢階層で上昇しています。なお、各年齢階層で兵庫県の平均をおおむね上回っています。

図表8 女性の年齢階層別就業率（労働力人口比率）



資料：国勢調査（各年10月1日）

2 市民意識調査の結果から

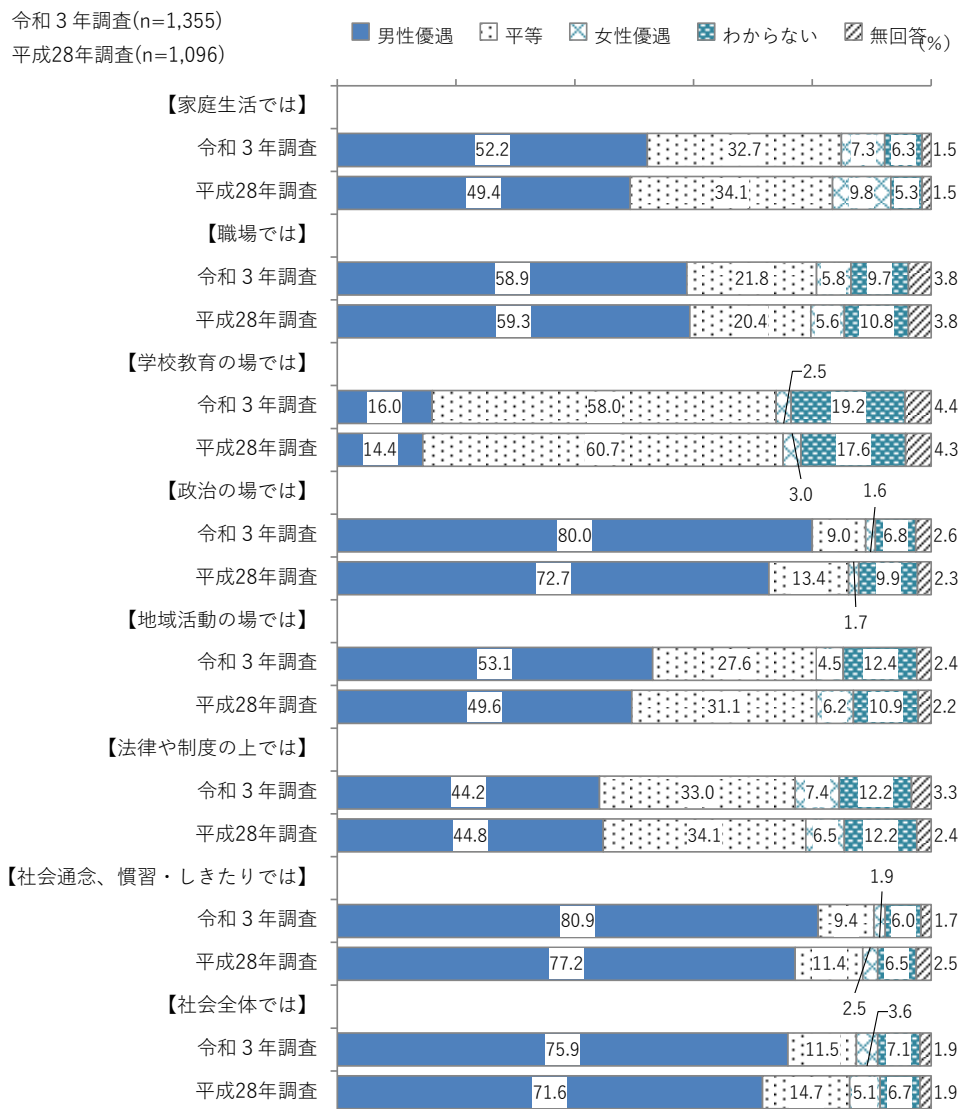
本市では、プラン2027の策定に当たり、令和3年2月に男女共同参画に関する市民意識調査（以下この章において「令和3年調査」という。）を実施しました。ここでは、主な結果を抜粋して現状を整理します。

(1) 男女共同参画の状況について

男女の地位の平等感を社会の分野別にみると、「政治の場」、「社会通念、慣習・しきたり」の「男性優遇」の割合が8割以上となっています。

また、平成28年2月に実施した同調査（以下この章において「平成28年調査」という。）の結果と比較すると、「職場」、「法律や制度の上」以外の分野で「男性優遇」と感じる割合が高くなっています。

図表9 各分野における男女の地位

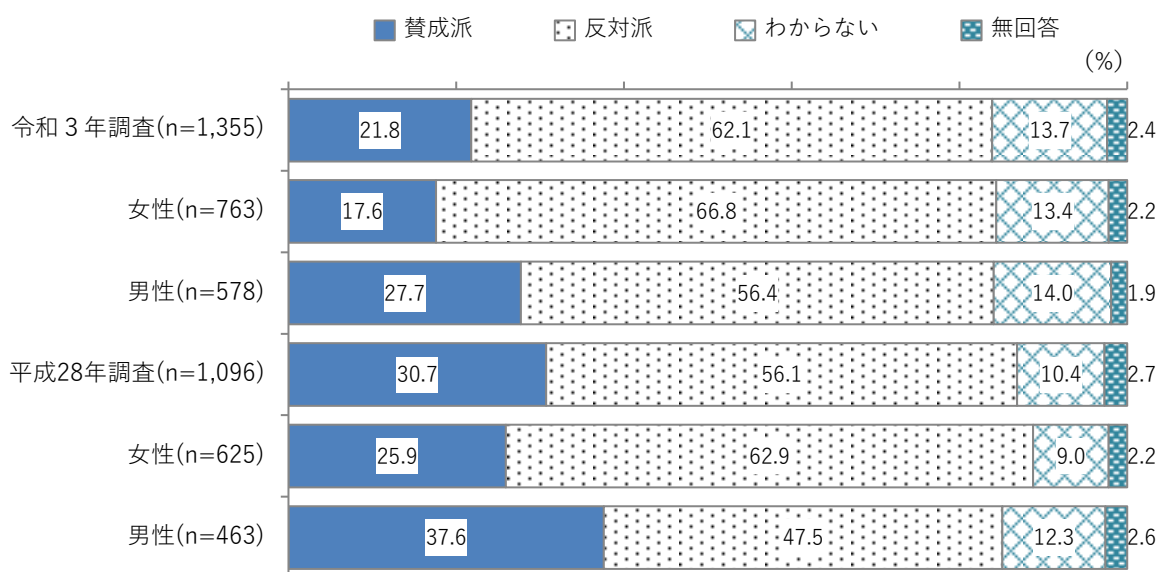


(2) 固定的な性別役割分担意識について

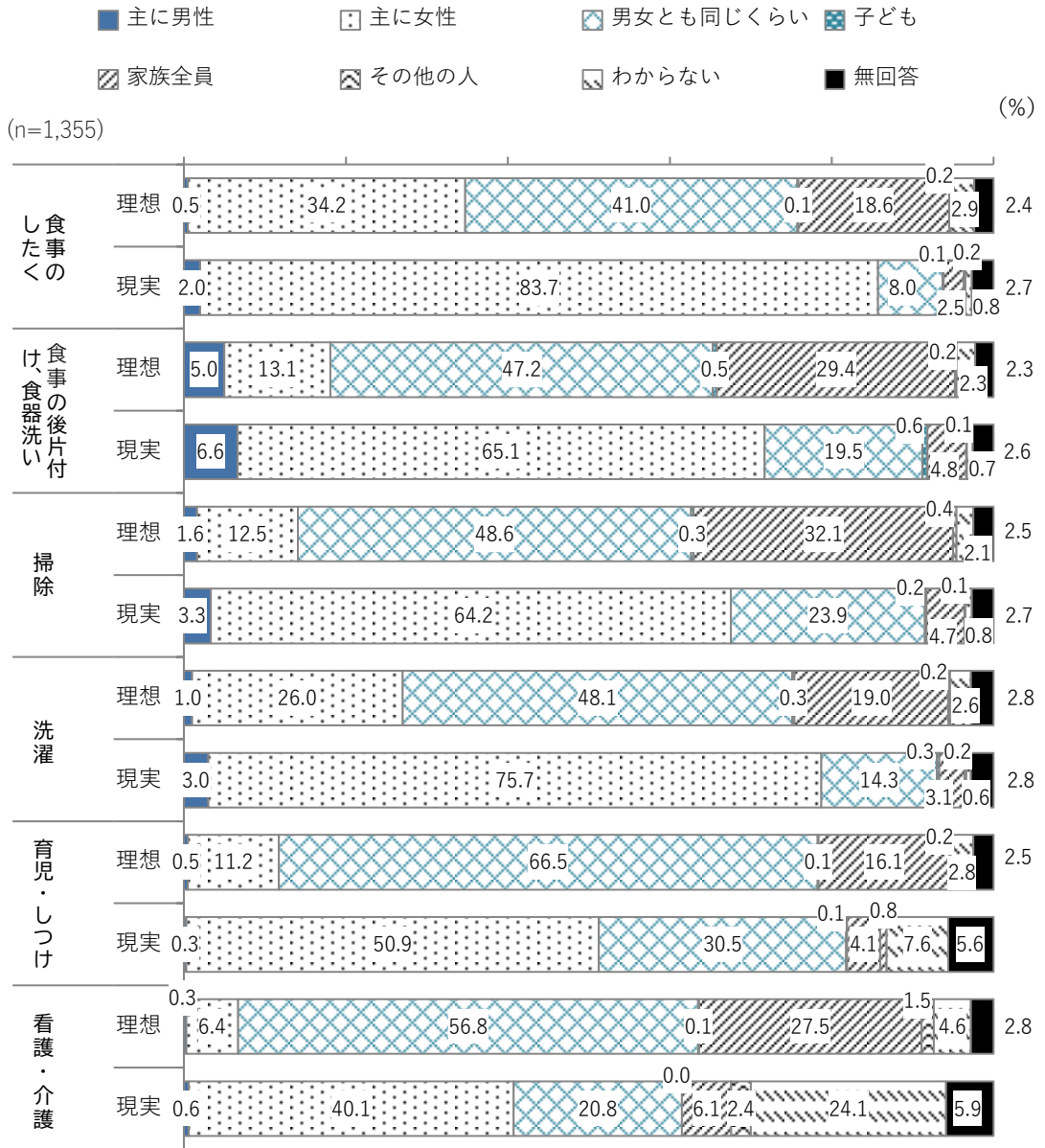
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、平成 28 年調査と比較すると、反対派の割合が増加しています。また、性別にみると、男女ともに平成 28 年調査から反対派の割合は増加し男女差は小さくなっています。

家庭内の仕事の分担について、理想では全ての家庭内の仕事で「男女とも同じくらい」の割合が最も高くなっているものの、現実では「主に女性」が全ての家庭内の仕事で最も高くなっており、理想と現実に大きな差異が見られます（14 ページ図表 11）。

図表 10 固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）



図表 1 1 理想及び現実の家庭内の仕事の分担（令和3年調査）

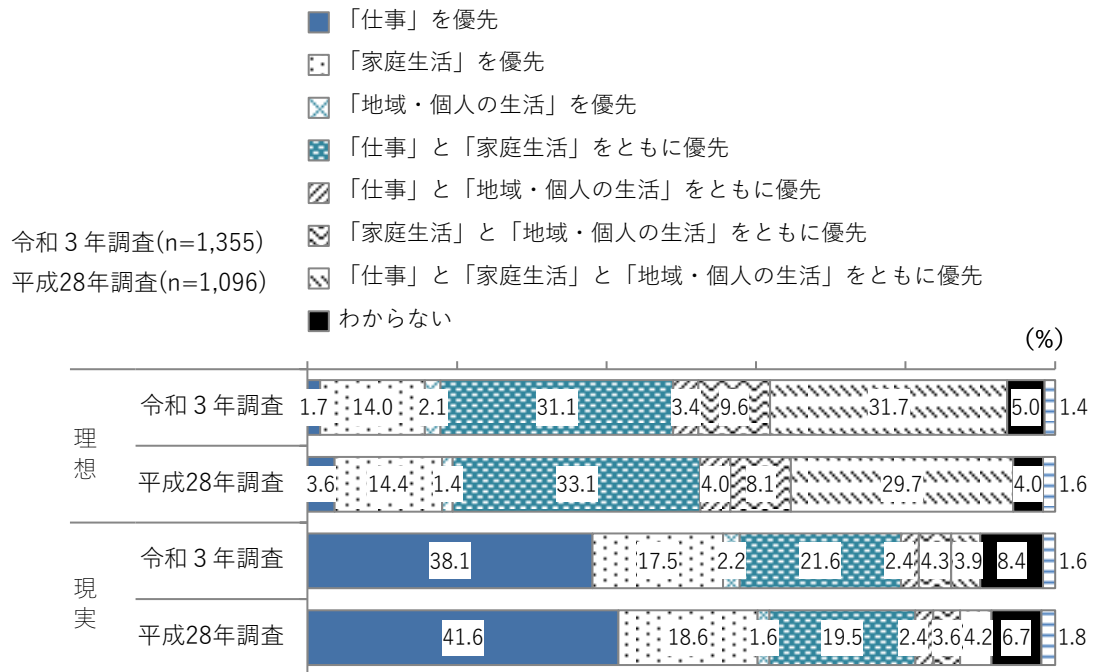


(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度について、理想では「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先」が最も高くなっている一方、現実では「仕事」を優先」が最も高くなっており、理想と現実には大きな隔たりがみられます。

平成 28 年調査と比較しても、大きな変化は見られません。

図表12 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度（理想・現実）

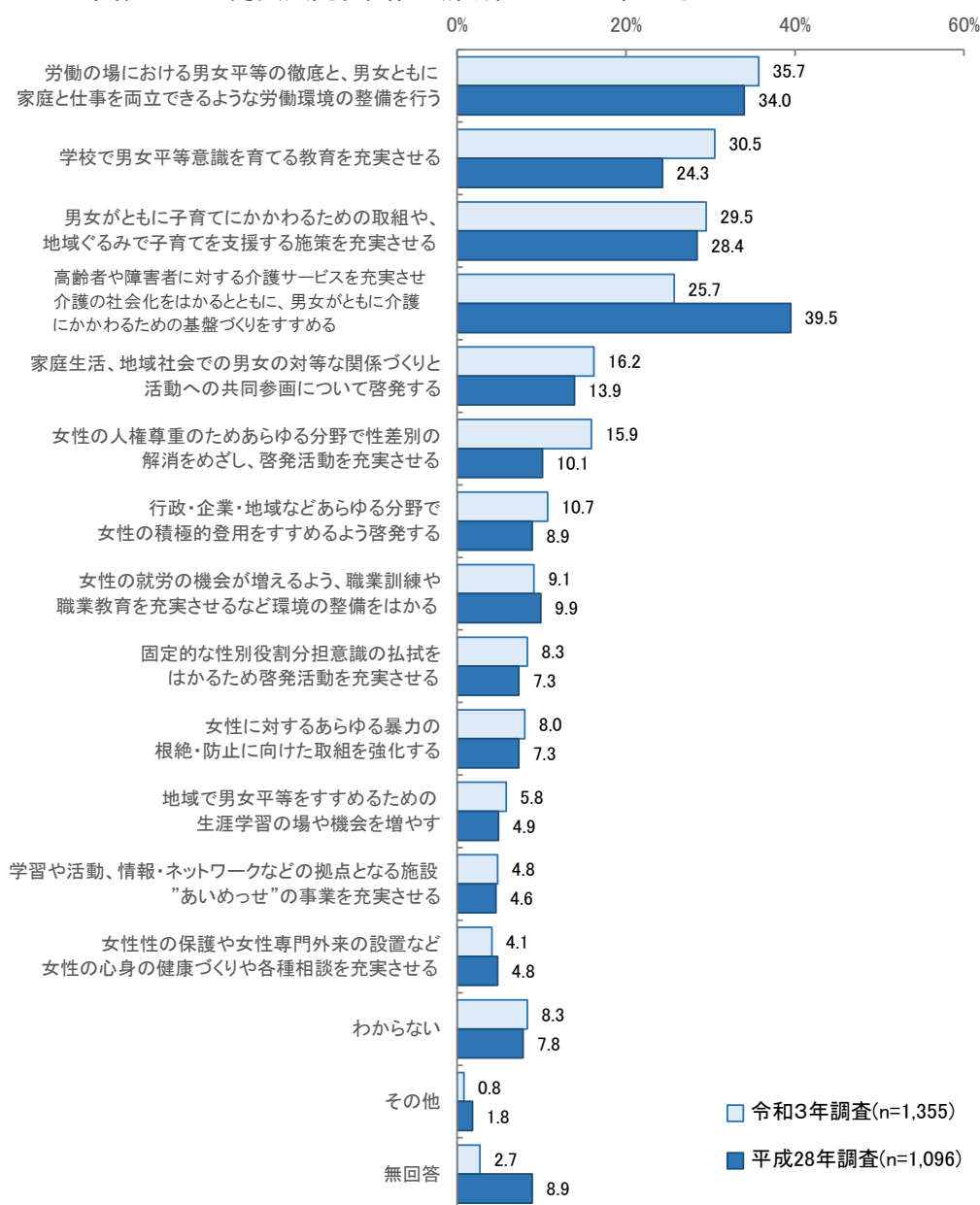


(4) 男女共同参画に関する施策等について

男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこととしては、「労働の場における男女平等の徹底と、男女ともに家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行う」の割合が最も高く、次いで「学校で男女平等意識を育てる教育を充実させる」「男女がともに子育てにかかわるための取組や、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」と続いています。

平成28年調査と比較すると、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女がともに介護にかかわるための基盤づくりをすすめる」の割合は大きく減少した一方、「女性の人権尊重のためあらゆる分野で性差別の解消をめざし、啓発活動を充実させる」「学校で男女平等意識を育てる教育を充実させる」などの割合は増加しており、市民のニーズに合わせて、柔軟に対応していく必要があります。

図表13 男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと



3 プラン2022改訂版の取組状況について

(1) 進捗状況

プラン2022の後期実施計画では、207の具体的施策を掲げ、年度ごとに各施策の進捗等について評価基準を（図表14）基に点検・評価を行い、推進状況として公表しています。平成30年度から令和3年度までの推進状況は以下のとおりです。

図表14 評価基準

		男女共同参画の推進に関する配慮状況			
		1:十分できた	2:多少できた	3:あまりできなかった	4:対象外
実施状況	A:実施し、計画以上に達成できた	◎	○	○	
	B:実施し、ほぼ計画どおりに達成できた	◎	○	△	
	C:実施したが、計画には及ばなかった	○	△	×	
	D:実施には至らなかったものの、今後実施を予定している	△	△	×	
	E:検討も実施もしなかった	×	×	×	—
	F:緊急事態宣言発出等による影響により、規模縮小して実施した	—	—	—	
	G:緊急事態宣言発出等による影響により、実施を中止した	—	—	—	—

図表15 後期実施計画推進状況

	◎顕著	○前進	△現状維持	×停滞	—対象外
令和3年度	133 / 207	60 / 207	0 / 207	0 / 207	14 / 207
令和2年度	115 / 207	47 / 207	0 / 207	0 / 207	45 / 207
令和元年度	156 / 207	51 / 207	0 / 207	0 / 207	0 / 207
平成30年度	144 / 207	59 / 207	4 / 207	0 / 207	0 / 207

(2) 指標・目標値達成状況

プラン2022の後期実施計画では、基本目標ごとに指標と目標値を設定しており、令和3年度における達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	策定時 (平成28年度)	令和3年度	目標値 (令和4年度)	出典
I 人権尊重をめざす市民意識の育成					
	①「男女共同参画社会」の認知度	53.1%	57.9%	95%	ア
	②固定的性別役割分担意識 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性)	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性)	賛成<反対 (男女共)	ア
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」の周知度	75.0%	73.9%	90%	ア
II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実					
	①地域における学習機会の提供 (出前講座等の年間回数)	7回	8回	20回	イ
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	51件	30件	70件	イ
III 政策・方針決定過程への女性の参画促進					
	①審議会等委員の女性比率	26.1%	34.9%	40~60%	イ
	②女性委員が0の審議会等の割合	9.3%	3.3%	5%以下	イ
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	18.6%	22.7%	26%	イ
IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保					
	①女性を対象とした就労支援メニューの参加企業数		8社	10社	イ
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	48.8%	55.7%	70%	ア
	③農村女性の起業化への参加件数	17件	16件	20件	イ
V 生涯を通じた心身の健康づくり					
	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.8%	96.2%	100%	イ
	②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 14.9% 子宮がん 14.8%	乳がん 14.5% 子宮がん 11.1%	乳がん 25% 子宮がん 25%	イ
VI 少子・高齢社会における福祉の充実					
	①認知症サポーターの養成者数	28,389人	44,139人	49,000人	イ
	②保育所等利用待機児童数	126人	43人	0人	イ
	③ファミリーサポートセンターの会員数	2,080人	2,536人	2,680人	イ
推進体制の整備					
	①男性職員の育児休業取得率	3.7%	33.3%	5%	イ
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上の休暇の取得率	23.2%	64.1%	35%	イ
	③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	18.8%	18.9%	60%	ア

【出典】

ア 令和3年「姫路市男女共同参画に関する市民意識調査」調査結果報告書

イ 令和3年度姫路市男女共同参画プラン2022改訂版推進状況報告書

第3章 プラン2027の概要

1 基本理念

本市では、平成13年（2001年）に姫路市男女共同参画プランを策定して以来、基本法における基本理念を踏まえた「男女の人権が尊重される社会」、「男女が対等に参画し、責任を担う社会」及び「あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会」の3つを基本理念に掲げ、男女共同参画の推進に向けた施策を実施してきました。

その後、平成30年（2018年）3月の改訂では、平成28年（2016年）4月に施行された姫路市男女共同参画推進条例の8つの基本理念をプランの基本理念としていましたが、プラン2027においては、条例の8つの基本理念を尊重しつつ、わかりやすい構成とするため、再度3つの基本理念として整理し直すこととしました。

（1）男女の人権が尊重される社会

「日本国憲法」は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。特に、長い歳月、生物学的な性別（セックス）とは別に、社会的文化的につくられてきた性別（ジェンダー）は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。一方、「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。基本法においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

（2）男女が対等に参画し、責任を担う社会

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性に関係なく、それぞれが「独立した人格」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を發揮できることが重要です。男性と同等に「人としての尊厳と価値」を持つ女性が、社会のあらゆる分野、日常の様々な場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を貸し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢社会で労働力人口が減少している中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性はその能力を十分に發揮して経済社会に参画する機会を確保することが求められています。

(3) あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、だれもが可能性を追及し、チャレンジできる社会こそ、活力があり夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任で様々な生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要です。しかし、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

2 プラン2027の性格

プラン2027は、平成28年4月に施行した姫路市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

また、基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅰ及びⅡ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

なお、策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- ・令和3年2月に実施した男女共同参画に関する市民・職員意識調査の結果及び各種アンケート等による市民・職員等の意見を参考にしました。
- ・姫路市男女共同参画審議会からの答申「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に当たっての基本的事項について」（令和4年3月10日付）の内容を踏まえています。
- ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」、「姫路市SDGs未来都市計画」、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ・第5次男女共同参画基本計画、第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」を考慮しています。

3 プラン2027の計画期間

プラン2027の計画期間は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市における諸状況の変化等により、計画期間中に適宜見直しを行う場合があります。

4 プラン2027の基本的な視点

本市では、プラン2022を平成25年度（2013年度）に策定し、その後の社会状況の変化等に対応するため、平成30年度（2018年度）に改訂し、令和4年度（2022年度）に計画期間終了を迎えます。プランに基づき様々な施策を展開してきたことは評価できますが、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき課題も多く残っており、特にこれからの社会を担う次世代のためにも、あらゆる分野における政策・方針決定過程の場への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性に向けた男女共同参画の推進、男女共同参画意識の世代間共有と次世代への継承などに取り組むことの重要性について再確認する必要があります。そこで、プラン全体に関わる基本的視点として次のとおり示します。

（1）政策・方針決定過程の場への女性の参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに社会のあらゆる分野に自らの意思の下で参画する機会が対等に与えられ、その責任と喜びを分かち合えることが求められています。活力ある経済・社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、現状では政治、経済、社会などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでおらず、人口の半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。

本市では、女性の政策・方針決定過程の場への参画を促進するため、プランにおいて、審議会等委員における女性の割合を令和4年度（2022年度）末までに40～60%（プラン2022策定当初は30%）にすることを目標値として掲げ、女性委員の積極的な登用に取り組みましたが、令和4年（2022年）3月末では34.9%で、目標値を達成できていません。さらに、姫路市職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率を令和4年度末までに26%とするという数値目標も令和4年（2022年）4月1日現在で22.7%にとどまり達成できていません。

今後、審議会等の女性委員の選任や女性職員の管理職への登用についてこれまで以上に強力に取り組み、市内事業所のモデルとなっていくことが求められています。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、女性の声を聞く場をつくっていく必要があります。

（2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスとは、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できることです。そのためには社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどにより、仕事だけでなく家事、

育児や介護、地域活動を行うことができる社会の実現が求められます。

さらに、労働力人口の減少や地方からの若年層流出、グローバル化の進展を踏まえ、雇用の場において女性をはじめ多様な人材の活躍を促進することは、必要不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスの推進のための環境整備に企業が取り組むことは、生産性向上や優秀な人材確保に役立つことを周知し、その必要性を啓発する必要があります。そのため、本市が市内事業所のモデルとなるよう男女共同参画の推進に率先して取り組まなければなりません。

加えて、子育て世代の多様な働き方を可能にするため、子育て支援や介護サービスの充実等の環境整備を進めることが重要です。

(3) 男性に向けた男女共同参画の推進

男女共同参画は、「働く女性のための課題」や「家庭内等の小さな課題」を解消するための施策としてとらえられがちでしたが、男性においても男女共同参画を進めることは、仕事偏重から家庭や地域とのバランスのとれた生活環境への転換による豊かで自立した生活の実現や、夫の家事・育児への参画による家庭でのリスクヘッジ等の効果が期待できます。また、男性が家庭や地域活動へ積極的に参加することや、育児休業を取得することなどについて、積極的に推進する職場環境づくりも必要です。

(4) 男女共同参画意識の世代間共有と次世代への継承

男女共同参画社会の実現に向けて、次世代を担う若者たちが、男女共同参画の視点に配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩むことができるよう育つことが重要です。そのためには、学校園等における男女平等教育の徹底や教職員の研修、保護者への啓発とともに、地域の場における男女共同参画の啓発も必要です。

一方で近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、その目的や理由として、進学・就職だけでなく「地元や親元を離れたかったから^{※1}」といったことが挙げられています。その背景として、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在して女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の男女共同参画意識が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい職場環境であることなど、さまざまな要因が考えられます。

そのため、性別を問わず多様な生き方を尊重する意識の醸成を推進することで、若者や女性も含め誰もが生きがいを感じられる「風通しの良い」社会を実現していく必要があります。

※1 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和 2年3月）

5 プラン2027の基本目標

プラン2027では、プラン2022改訂版の取組を踏襲しつつ、3つの基本理念を達成するために、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 女性の活躍の推進

人口減少社会・少子高齢社会を迎え、将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するためには、多様な人材があらゆる分野で対等に参画することが重要です。特に、従来の社会的慣行等の影響を受けてきた女性が活躍の場を広げられるよう、能力育成・開発（エンパワーメント）などの支援が求められています。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

就業は生活の経済的基盤であり、性別にかかわらず能力を十分に発揮することで、多様性を持った経済社会の活力が増進されるという観点からも重要です。

男女雇用機会均等法により、雇用における制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態などにおいては依然として男女格差が残っています。さらに、長引く景気低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた就労条件の悪化により、女性をはじめとした非正規雇用労働者の増加や就労継続の困難などが問題となっています。一方で、男性を中心とした長時間労働を前提とした従来の働き方も依然として根強く、家事・育児・介護等において女性への負担となるだけでなく、男性自身にとっても仕事以外の生活の充実を妨げる温床となっています。

従来の働き方を見直し、労働条件や環境を整えることが、自身の生活を心豊かなものにし、すべての人にとって働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク）を実現するために必要です。

基本目標Ⅲ 多様性を尊重する社会づくり

社会経済情勢の変化等を背景に、価値観の多様化により、家族形態や個々のライフスタイルも変化しています。同時に、貧困など生活上困難を抱えた人々が幅広い層に広がるとともに、旧来の固定的な性別役割分担意識等による「生きづらさ」から大都市へと流出する女性や若者が増えています。多様な人々が集い、暮らすことができる環境は、社会が活性化し持続していくための大切な土壌となります。どのような状況にある人でも暮らしやすい社会づくりに向け、取組が必要です。

基本目標Ⅳ 次世代への継承

価値観が急速に多様化する中で、自らの意思で選択・決定して人生を歩むことが尊重されるようになってきました。しかしながら、「男は一家の大黒柱」、「女は結婚して子供を産むべき」といった旧来の固定的な性別役割分担意識は根強く、これから社会に出ていく次世代だけでなく、現役世代やシニア世代にとっても「生きづらさ」の温床となっています。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆるライフステージにおいて、性別にかかわらず多様な選択が可能な環境づくりが必須です。このため、学校教育をはじめとして生涯にわたった教育・学習機会の提供による、「多様な生き方を尊重する意識」をあらゆる世代で共有することが重要です。

推進体制の整備

男女共同参画の推進にかかる施策は多岐にわたるため、姫路市役所の組織全体の問題としてとらえることが重要です。施策のより効果的な推進を図っていくため、「姫路市男女共同参画審議会」で協議し、意見交換を行い、提言やプランの推進状況に関する評価を行います。また、姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”は、男女共同参画の推進のための拠点施設であり、市民の参画と協働のもとで様々な事業を実施し、男女共同参画意識の普及に大きく寄与するものです。

しかし市民意識調査では、各分野における男女の地位や家庭内での役割分担での男女差、ワーク・ライフ・バランスにおける理想と現実の乖離などが見られる結果となっており、男女共同参画に関する視点を市民に浸透させるための知恵と工夫が必要です。そのためには、市職員が市の施策はもとより、家庭や地域など仕事以外のあらゆる場面で考え、率先して行動することが重要です。さらに、行政、市民、企業等が幅広い理解と共通認識を持ちながら、これまで以上に連携を深めながら各々の役割を果たしていくことが求められます。

6 プラン2027の体系

[基本目標Ⅰ] 女性の活躍の推進



【基本課題】

【基本施策】

1 あらゆる分野への女性の参画拡大

- (1) 女性のキャリア形成への支援
- (2) 意思決定過程への女性の参画拡大

2 女性が能力を発揮できる環境づくり

- (1) 女性の就業に対する支援
- (2) 女性の起業・経営参画への支援

[基本目標Ⅱ] ワーク・ライフ・バランスの推進



【基本課題】

【基本施策】

1 家庭・地域活動への男性参画を可能にする働き方促進

- (1) 男性の家庭・地域活動への参画促進
- (2) 仕事と生活を両立できる労働環境の整備

2 誰もが働きやすい職場環境づくり

- (1) 多様な働き方を可能にする職場づくり支援
- (2) 各種ハラスメント対策の推進

[基本目標Ⅲ] 多様性を尊重する社会づくり



【基本課題】

【基本施策】

1 女性や若者が定着できる地域づくり

- (1) 家庭生活を支援する体制の充実
- (2) 女性や若者の移住・定住の促進

2 ライフステージに応じた健康支援

- (1) 妊娠・出産に関わる自己決定への支援
- (2) 生涯にわたる男女の健康への支援

3 生活のセーフティネットの充実

- (1) 暴力の防止対策の推進
- (2) 社会的に困難を抱えた人々への支援

[基本目標Ⅳ] 次世代への継承



【基本課題】

【基本施策】

1 多様な生き方を尊重する意識の世代間共有

- (1) 固定的な性別役割分担意識の払拭
- (2) 男女共同参画に関する研究・学習機会の提供

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) 様々なジェンダー課題を意識した教育の推進
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

推進体制の整備

